

秋田藩の修史事業

— 佐竹家譜の編纂 —

会場：秋田県公文書館特別展示室

期間：平成6年11月2日～30日

午前9:00～午後5:00まで

※期間中の休館日

11月3日・7日・14日・20日・23日・28日

秋田県公文書館

☎ 0188-66-8301

三浦長屋

秋田県公文書館が開館して一年たちました。

開館以来公文書館では、館蔵資料をよりよい状態で保存・整理できるように調査研究をすすめてきました。前期の公文書課に引き続き、古文書課担当の後期の企画展示で、今回は『佐竹家譜』の編纂過程を中心として、秋田藩の修史事業の一環を紹介してみました。

公文書館の開館によって、これまで県庁記録書庫と県立秋田図書館に分かれて保存されていた秋田藩関係の史料が一つにまとまりました。

これらの貴重な史料の中には、藩政時代の修史事業の過程で収集・調査・研究・整理・保存されてきたものが数多くあります。とくに文書所（のち記録所と改称）の職員の史料調査・研究にあたる姿勢には、今日の私たちが学ぶべきところもあるようです。

この展示を通して、本館の所蔵史料が広く活用されることを望んでやみません。

佐竹家譜の編纂関係略年表

1600		慶長 5 (1600)	関ヶ原の戦
	①義宣 <small>よしのぶ</small>	慶長 7 (1602)	権現様領知判物拝領
1650	②義隆 <small>よしたか</small>	寛文年間	幕紋改
	③義処 <small>よしずみ</small>	元禄 9 (1696)	文書提出命令
1700	④義格 <small>よしただ</small>	宝永 6 (1709)	岡本元朝らに論功行賞
	⑤義峯 <small>よしみね</small>	享保年間	政治改革（今宮義透）
		享保12 (1727)	(1) 義光～(23) 義処家譜清書完成
1750	⑥義眞 <small>よしまさ</small>	寛延年間	(24) 義格家譜……………川崎嘉右衛門編纂
	⑦義明 <small>よしほる</small>	宝暦年間	宝暦事件（銀札事件）
	⑧義敦 <small>よしあつ</small>	明和 2 (1765)	(25) 義峯家譜……………福地三太郎
		明和 3 (1766)	文書提出命令
	⑨義和 <small>よしまさ</small>	安永 7 (1778)	御殿焼失（久保田城本丸焼失）
		寛政元 (1789)	政治組織の改正
		寛政 4 (1792)	被仰渡（系図吟味等）
		寛政 5 (1793)	中山文右衛門（菁莪）学館祭酒任命
		寛政 7 (1795)	郡奉行の再設置
1800		寛政 7 (1795)	(26) 義眞家譜（草刈十左衛門）→那珂正左衛門
		寛政11 (1799)	(27) 義明公家譜（土屋新之允）→大槻文蔵
		文化元 (1804)	(28) 義敦公譜……………中山文右衛門
		文化 2 (1805)	被仰渡（系図提出）
		文化 4 (1807)	箱館出兵
	⑩義厚 <small>よしひろ</small>		（国典類抄完成）
		天保年間	天保の大飢饉
	⑪義睦 <small>よしちか</small>	天保 5 (1834)	(29) 義和公譜と御亀鑑115冊……………岩堀宗六
1850	⑫義堯 <small>よしたか</small>	安政 6 (1859)	(30) 義厚公譜……………（綿引孝蔵）→石山源三郎
		明治 3 (1870)	御亀鑑（A 289—372）
		明治 4 (1871)	廃藩置県

一、義宣家譜の成立まで

元禄九（一六九六）年三代藩主 義処の命令をうけて、秋田藩の修史事業が本格的に始まりました。史料の収集は藩内にとどまらず、この年常陸の古文書調査にでかけた中村光得の日記が『金砂紀行（日記）』として伝わっています。

翌一〇（一六九七）年七月、岡本元朝が文書改奉行に任命されてから修史事業は軌道に乗り、系図・古文書・古記録などが家臣団から

権現様御判物

古冊圖之内秋田仙仙也
所くは至治令てき作知
仍也

天保七年七月廿日 此書

佐竹信俊

も集められました。家臣団にも戸惑いがあったようで、数回文書提出命令が出されています。

こうして集められた古文書や系図類は担当者によって真偽の判定も含めた綿密な検校が行われました。この過程を経たものが、のちにいわゆる『秋田藩家蔵文書』や『諸十系図』などにまとめられていきます。

宝永六（一七〇九）年三月、岡本元朝らに対して修史事業に関する論功行賞がありました。修史事業がひとつの区切りを迎えたわけですが、佐竹氏の初代義光から初代秋田藩主義宣までの家譜の原型は、この時期にほぼまとめられたようです。なかでもとくに、義宣家譜には『秋田藩家蔵文書』にも収められている古文書が数多く引用されており、「義隆家譜」以降とでは編纂方針が明らかに違っていることがわかります。

ここまでの各家譜を読んでみると、まず初代義光の冒頭部分で『佐竹系図引證本』作成の経緯が

説明されるなど、編纂方針の一端が示されています。佐竹氏の「初代」をどう位置づけるかは非常に大きな問題であったと思われ、担当者の苦心のあとがうかがわれます。

また、佐竹氏の家紋が扇紋になったいきさつが五代「秀義家譜」にも見えます。

元禄・宝永期の担当者にとって、「義宣家譜」の編纂に関しては大きな問題があったようです。とくに関ヶ原の戦いにおける義宣の立場を記述するために、十分に史料の検校が行われています。

慶長七（一六〇二）年の家康の領知判物（権現様御判物）に知行高が示されていないことはよく知られていますが、これは関ヶ原の戦いで家康に味方しなかった義宣の当時の状況を反映したものと考えられています。

結果としては義宣が家康に味方しなかった「事実」が記載されていますが、この記載内容に決定するまでの経過が割注の中で非常に詳しく書かれています（「義宣家譜」慶長五年七月二八日条）。この割注にみられるような、史

料編纂にあたる姿勢には、現在の私たちも学ぶべきところが多いように思われます。

なお、本館所蔵の「佐竹家譜」（AS二二八八一）には、「義宣家譜」が欠けています。その内容は東大史料編纂所の写本二二冊によって知ることができですが、これと本館所蔵の「義宣家譜」（AS二二八八一）を対照してみると、本館所蔵分は、全部で一二冊であったと思われる「義宣家譜」の写本の一部（六冊）とみてよいようです。

義光家譜



第一也
義光
大善三年己未陸奥國鏡守府二生ル
清和帝第六ノ王子貞純親王中務五
也ノ孫將軍源賴朝氏伊豫ノ第三ノ子
ニシテ義家守奥義綱守又源ノ同母弟
ナリ母ハ上総春平直方女ナリは詳ニ

テハ本譜ニテ却考本ニテアリテテ
レ球ニ本是テハ今集圖足リ能
レ觀出ノヲテ見威出客テリガ向本引
テニツ出正ルル共其再ルノ共證
セスタハ歌事ト一編圖場補同引ニ
ニシテ前七頃キヤ集テ集ニ色證出
後ワラハハ是ニ編次是分トフ
是ニ便則ニ則タル集次ニシテ用証
ニ依リ後キ集ニニスニリシ用証
知竹ヲ引ニ集テ及心引前故ニル
ニ系ヲ證立キ其テ出證新ニル
唯圖ニ本ニ共本所本ニ集書圖
證引圖ニ著シ同圖カ一位ヲ數書
ク證テ格詳ヲ書書再抄引再

二、義隆家譜と義格家譜

享保一二(一七二七)年五月、

初代義光から三代藩主義処までの家譜の清書ができました。

この時、宇都宮典綱から「鑑照院様御伝記(義隆家譜) 杯八日記」を見申候様ニ在之(中略)御伝記之様ニハ不相見得候」と酷評されていますが、「義宣家譜」までと編纂方針が大きく違っていたことも原因の一つと思われます。

「義宣家譜」までと違い、二代「義隆家譜」以降は書状など一枚ものの古文書の引用が非常に少なくなりました。また、「義宣家譜」までには、御家譜引證文(本カ)二四冊も編纂された(A〇〇二九一一)『御蔵書目録』(乾)のに対し、「鑑照院様 徳雲院様(義処) 天祥院様(義格) 御家譜引證本無之候」(AS二八八一二〇『義峯公家譜引證本』)とあるように引証本が編纂されなかったことも違ってきます。

なお、当館所蔵の目録などから各家譜の編纂責任者は以下のとおりと考えられます。

義隆と義処家譜 吉成藤兵衛

義格家譜 川崎嘉右衛門

ここまで三代の藩主の家譜を見ていくと、元禄・宝永期の修史事業が進められている頃、岡本元朝は利根川普請のために活躍していることもわかります。

また宝永元(一七〇四)年の野代(能代)大地震については三丁(五ページ)にわたって記録されています(「義格家譜」)。

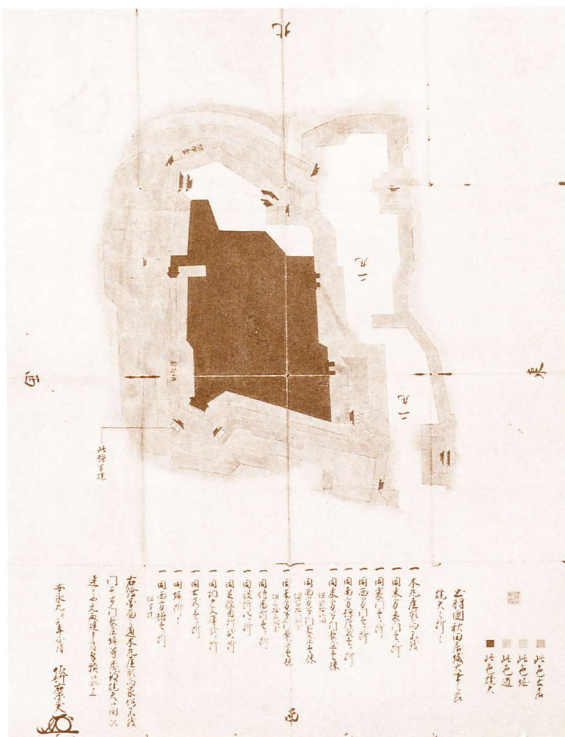
前篇 国典類抄 嘉部三八

一 四書五経... 新撰...
一 一徳一上...
一 自...
一 論...
一 古...
一 古...
一 古...
一 古...

一 四書五経...
一 新撰...
一 古...
一 古...
一 古...
一 古...
一 古...
一 古...

三、義峯家譜と義敦公譜

出羽国秋田居城絵図(安永九年)



明和二(一七六五)年福地三太郎によって「義峯家譜」が完成されました。「御日記」を主として引証することを明文化したのはこのときからで、家譜と引証本が同時に編纂されるようになるのもこのときからです。

九代藩主義和の時代には、六代義貞から八代義敦までの家譜がまとめられました。各家譜の担当者

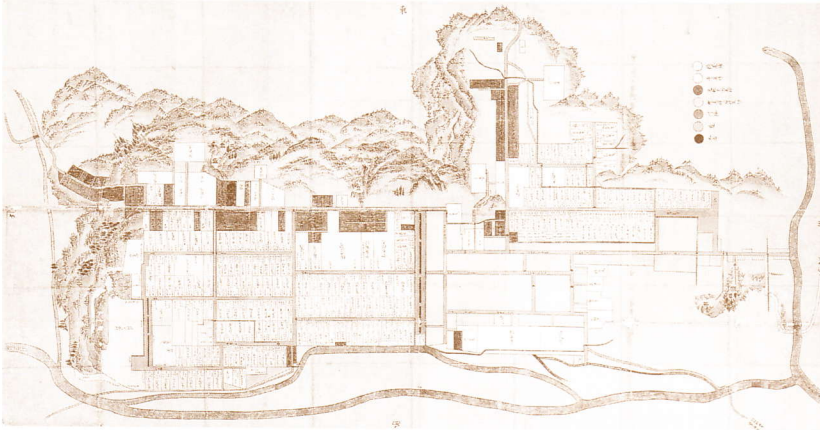
義眞家譜 那珂正左衛門
義明公家譜 大槻文蔵
義敦公譜 中山文右衛門

各藩主の死後、家譜の完成までかなりの時間がたっています。個人的な理由で編纂責任者が代わったことも原因の一つと思われます

が、文書・記録の焼失が最大の原因であったと思われます。

八代義敦の時代、明和九（一七七二）年の江戸屋敷類焼と安永七（一七七八）年の「御殿焼失」（久保田城本丸焼失）という事件がおこっています。文書・記録焼失と

仙北郡角館絵図（享保一三年）



いう大事件に家譜編纂担当者たちはどのように対処したか。この様子伝えてくれるのが、「恭温院様（義明）御伝（記）取纏被仰付に付願出覚」（AS二八八一―三〇）です。また、焼失した本丸を再建するために、幕府に願ひ出た過程で作成されたと思われる安永九（一七八〇）年の絵図が伝わっています。

「御殿焼失」以前では、享保期の今宮義透の改革や宝暦の銀札事件なども興味をひく部分でしょう。家譜編纂担当者は銀札事件に関して非常に慎重な姿勢です。

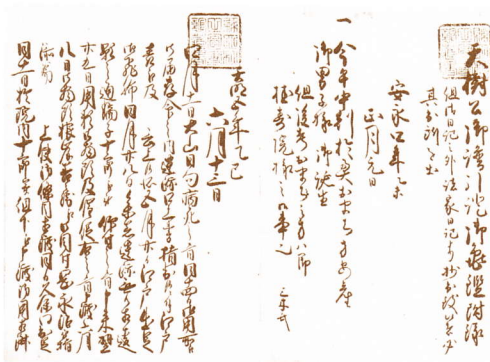
◆ ◆ ◆
なお、この時期からは家譜を藩主に提出した時の儀式の記録も残っています。寛政七（一七九五）年の『新撰御家譜御拝見留書』と「新撰御家譜差上候節御席順」は通霄院の伝記（義眞家譜）を義和に提出した時の儀式の様子がわかる資料です。これは天保期の「義和公譜」や安政期の「義厚公譜」提出の記録とも対比できます。

四、義和公譜の成立

天保四（一八三三）年に完成した「義和公譜」が一〇代藩主義厚に提出されたのは、翌年八月三日でした。いわゆる天保の大飢饉対策がようやく一段落した頃です。

この時家譜一〇冊と同時に引証本として編纂されたのが、「御亀鑑」（江府・秋府）一一五冊です。それまでの家譜引証本にくらべて際立った冊数の多さです。また、江戸と秋田における記録を別々に編纂したのも「御亀鑑」の特色で

御亀鑑 江府（右）と秋府（左）



す。参勤交代という義務を負い、江戸と国元を往復した大名の記録としてふさわしい巻構成といえるでしょう。

岩堀宗六を中心とした記録方右筆によって編纂事業がすすめられました。担当が「御亀鑑」と命名して提出しており、史料編纂に対する意気込みが伝わってきます。

◆ ◆ ◆
義和の時代には、大幅な藩組織の改正が行われました。「義和公譜」の寛政元（一七八九）年九月二日条には、総奉行らに対して示した条目が引用されています。それまで町奉行であった中山文右衛門（菁我）はこのとき総奉行上席扱いとなり源通院（義敦）の家譜編纂を直接担当するよう命じられています。彼はさらに寛政五年七月には学館（明道館のち明德館と改称）の祭酒に任命されるなど重責をまかされています。

「義敦公譜」は文化元（一八〇四）年三月に完成します。引証本は三冊であったようですが、伝わっ

佐竹家譜一覽

請求記号	資	料	名
A S 288-1-1	佐竹第一世 自 義光	天喜 3 (1055)~大治 2 (1127)	
	同 第九世 至 行義家譜	弘長 3 (1263)~嘉元 3 (1305)	
A S 288-1-2	佐竹第十世 貞義家譜	弘安10 (1287)~文和元 (1352)	
A S 288-1-3	佐竹第十一世 義篤家譜	応長元 (1311)~康安 2 (1362)	
A S 288-1-4	佐竹第十二世 義宣	貞和 2 (1346)~嘉慶 2 (1388)	
	同 第十三世 義盛家譜	貞治 4 (1365)~応永14 (1407)	
A S 288-1-5	佐竹第十四世 義人家譜	応永 7 (1400)~応仁元 (1467)	
A S 288-1-6	佐竹第十五世 義俊	応永27 (1420)~文明 9 (1477)	
	同 第十六世 義治家譜	嘉吉 3 (1443)~延徳 2 (1490)	
A S 288-1-7	佐竹第十七世 義舜家譜	文明 2 (1470)~永正14 (1517)	
A S 288-1-8	佐竹第十八世 義篤家譜	永正 4 (1507)~天文14 (1545)	
A S 288-1-9	佐竹第十九世 義昭家譜	享禄 4 (1531)~永禄 8 (1565)	
A S 288-1-10~12	佐竹第二十世 義重家譜	天文16 (1547)~慶長17 (1612)	
A S 288-1-13~14	佐竹第二十二世 義隆家譜	慶長14 (1609)~寛文11 (1671)	
A S 288-1-15~17	佐竹第二十三世 義處家譜	寛永14 (1637)~元禄16 (1703)	
A S 288-1-18~19	佐竹第二十四世 義格家譜	元禄 7 (1694)~正徳 5 (1715)	
A S 288-1-20	佐竹第二十五世 義峯家譜	元禄 3 (1690)~寛延 2 (1749)	
A S 288-1-21	佐竹第二十六世 義眞家譜	享保17 (1732)~宝暦 3 (1753)	
A S 288-1-22~23	佐竹第二十七世 義明公家譜	享保 8 (1723)~宝暦 8 (1758)	
A S 288-1-24~28	義敦公譜	寛延元 (1748)~天明 5 (1785)	
A S 288-1-29~38	義和公譜	安永 4 (1775)~文化12 (1815)	
A S 288-1-39~48	義厚公譜	文化 9 (1812)~弘化 3 (1846)	

義宣家譜 (東大史料編纂所本と当館所蔵分の対応関係)

	東大史料編纂所本		当館所蔵分
1	佐竹第二十一世 義宣 家譜 子	元亀元~天正17	A S 288-8-1 義宣家譜
2	佐竹第二十一世 義宣 家譜 丑	天正18~天正19	A S 288-8-2 義宣家譜
3	佐竹第二十一世 義宣 家譜 寅	文禄元~慶長 3	
4	佐竹第二十一世 義宣 家譜 卯	慶長 4~慶長 5	A S 288-8-3 義宣家譜
5	佐竹第二十一世 義宣 家譜 辰	慶長 6~慶長19	A S 288-8-4 義宣家譜
6	佐竹第二十一世 義宣 家譜 巳	元和元~元和 4	
7	佐竹第二十一世 義宣 家譜 午	元和 5	A S 288-8-5 義宣家譜
8	佐竹第二十一世 義宣 家譜 未	元和 6~元和 7	A S 288-8-6 義宣家譜
9	佐竹第二十一世 義宣 家譜 申	元和 8~元和 9	
10	佐竹第二十一世 義宣 家譜 酉	寛永元~寛永 3	
11	佐竹第二十一世 義宣 家譜 戌	寛永 4~寛永 7	
12	佐竹第二十一世 義宣 家譜 亥	寛永 8~寛永10	

おもな展示資料目録

通番	請求記号	資 料 名
1	A S 029-1	御文書並御書物目録（宝永6年）
2	A S 209-85	新撰御家譜御拜見留書（寛政7年）
3	A S 209-86	新撰御家譜差上候節御席順（寛政7年）
4	A S 209-170-25	後篇 国典類抄 凶部 25
5	A S 209-175-38	前篇 国典類抄 嘉部 38
6	A S 209-176-34	後篇 国典類抄 嘉部 34
7	A S 288-1	佐竹家譜（義光～義厚）
8	A S 288-8	義宣家譜
9	A S 288-20	義峯公家譜引證本（明和2年）
10	A S 288-36	恭温院様御伝（記）取纏被仰付に付願出覚（安永8年カ）
11	A S 288-41	圓廟・通廟・恭廟・源廟御家譜指上候節留書
12	A S 288-45	於陰之間新調御家譜差上候節之御手控草稿（天保5年）
13	A S 288.2-16	佐竹系図引証本（元禄14年）
14	A S 289-18	御亀鑑 江府
15	A S 289-18-1	御亀鑑 秋府
16	A S 289-19	天樹院様新調御家譜差上候節記録
17	A S 289-21-1	宏徳院様新撰御家譜出来指上候節記録
18	A S 317-7	権現様御判物（慶長7年）
19	A O 029-1	御蔵書目録 乾・坤（天保3年）
20	A O 288-4	御文書御改に付文書処覚（元禄10年）
21	A O 343-1	被仰渡候書付並老中覚書（宝暦5年）
22	A O 343-2	銀札御仕法被止置御趣意外（宝暦7年）
23	A K 280-1	古文書提出并武芸奨励被仰渡（正徳2年）
24	A K 312-29	藩政改革の意見を求める達書（享保4年）
25	A K 312-54	政事・財用立て直しに付御条目（寛政元年）
26	A K 312-62	郡奉行再設置に付被仰渡（寛政7年）
27	A K 342-50	大凶作＝付米取扱形被仰渡御条目（天保4年）
28	A K 342-53	大凶作＝付被仰渡御条目（天保5年）
29	A H 288.3-17	青印書（寛政5年）
30	A H 337-7-1	宝暦4年秋田領内通用銀札
31	A 209-2	諸御座敷御絵図
32	A 288.2-473	福地氏系図（文化2年）
33	A 288.2-659	岩堀氏系図（文化2年）
34	A 289-372	御亀鑑（明治3年 正. 2～4. 29）
35	A 526-1	出羽国秋田居城絵図（安永9年）
36	7 - 389	佐竹家蔵書目録
37	辛-171	金砂紀行
38	県A-146	土屋知虎日記（抄）（明和7・8・9年）
39	県C-95	仙北郡角館絵図（享保13年）
40	県C-169	御城内御座敷廻絵図
41	県C-361	箱館七重浜御陣屋之図（文化4年）